

経済産業省政策評価基本計画

1. 経済産業省政策評価基本計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更。）を踏まえて、経済産業省政策評価基本計画を定める。

2. 計画期間

この基本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。ただし、計画期間中、組織変更に伴う政策体系の変更等の必要性が生じた場合には、計画の見直しを行うものとする。

3. 政策評価の実施に関する方針

（1）基本的な考え方

政策評価の実施を通じて、国民に対して経済産業省の政策の目標、政策の内容と実施状況を体系的に分かりやすく明らかにし、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすとともに、適切な政策目標の設定や政策目標の達成に最適な政策手段の選択が行われているか、政策の実施が効率的かつ効果的な方法で行われているか等を自らが点検することにより、政策の質の改善や不断の見直しにつなげていく。

政策評価の実施にあたっては、証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）の推進を図るべく、政策効果に着目した達成すべき目標の設定と、データの活用に基づく政策評価に積極的に取り組むこととする。また、取組にあたっては、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める「行政事業レビュー」、経済財政諮問会議の枠組みにおける「EBPM アクションプラン」、並びに、経済産業政策新機軸部会の枠組みにおける「大規模な事業の重点的な EBPM」の取組等とも密接な連携・補完を図ることとする。

（2）政策体系

政策評価の実施に当たり、経済産業省の行政分野全般についての政策体系を別紙のとおり定める。

（3）政策評価の方式

政策評価の実施に当たっては、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式から適切なものを選択して行うものとする。

① 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

② 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

4. 政策評価の観点に関する事項

政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、効率性及び有効性の観点から行う。

(1) 必要性

政策目標が、国民や社会のニーズ及び経済産業省の果たすべき役割に照らして妥当性を有していること、政策課題が民間活動のみでは改善できないものであって、行政が関与することにより改善できるもの、地方公共団体ではなく国が関与することにより改善できるものであることを明らかにする。

(2) 効率性

政策に投じられる費用に見合った効果が得られるか、期待される成果が最小の費用で得られているか、同一の費用で最大の成果が得られているか、といった費用対効果について明らかにする。

(3) 有効性

政策の対象となる事象について客観的な事実やデータに基づいた分析を行った上で政策課題を抽出し、これから講じようとする政策又は講じた政策が、当該政策課題を解決するに当たって最も有効かつ最適な方策であることを明らかにする。

(4) その他の観点

上記のほか、政策の特性に応じて、公平性などの観点を加味して評価を行う。

5. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、アウトカムについて、可能な限り定量的な目標の設定を行い、その把握を行うことを基本とする。

なお、アウトカムに関する目標は、経済社会環境の変化等、行政機関がコントロールできない外部要因の影響を受けることも多く、達成の度合いのうちどの程度を行政機関に帰することができるかを判断することは必ずしも容易でないことに留意する。

6. 事前評価の実施に関する事項

原則として、法第9条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年政令第323号）第3条に掲げる政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制、租税特別措置等）を対象とし、事業評価方式により、事前評価を実施する。

なお、研究開発事業の評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）及びこれを踏まえて別途定める「経済産業省技術評価指針」に従い、評価を行う。

7. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他の事後評価の実施に関する事項

（1）経済産業省の政策体系に掲げる政策

原則として、毎年度、実績評価方式により、事後評価を実施する。具体的な実施方針は、毎年度、経済産業省事後評価実施計画において定めるものとする。なお、各政策に紐付く各事業については行政事業レビューを行うとともに、特に経済・社会に対して影響の大きい大規模な事業については、EBPMの取組推進の一環として、更に深掘りしたロジックモデルの作成や事業設計、モニタリング、効果検証等を行い、不断に事業内容の改善を図ることとする。

（2）租税特別措置等に係る政策

「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた租税特別措置等（国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等のうち特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うもの）に係る政策については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正。）に基づき、事業評価方式により、事後評価を実施する。

（3）規制に係る政策

「政策評価に関する基本方針」において事後評価の対象政策として基本計画に定めることとされた規制に係る政策については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。令和6年3月15日一部改正。）に基づき、事業評価方式により、事後評価を実施する。

（4）公共事業（工業用水道事業）に係る政策

工業用水道事業に係る政策については、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」に基づき、事業評価方式により、事後評価を実施する。

8. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価に当たっては、政策立案・遂行能力を向上し、政策の質を高めるとともに、適切な説明責任を果たしていく観点から、省外の高い識見や知識を有する学識経験者の協力を得て評価を実施するものとする。

具体的には、政策の目標設定や評価結果等について、学識経験者から個別に意見を聴取するなどにより積極的にその知見を活用する。

9. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。

10. インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

政策評価の内容や結果、反映状況については、適時に公表する。その際、評価の際に使用したデータ、仮説、外部要因等についても明らかにする。特に、各政策におけるEBPMの一層の推進に向け、効果検証に必要なデータの整備に努めることとする。

また、国民が容易に情報を入手・利活用できるよう配慮し、公表は、原則として経済産業省ホームページにおいて行うとともに、「大規模な事業の重点的なEBPM」など関連する取組も含めて一覧性のある形での公表を推進する。

11. 政策評価の実施体制に関する事項

(1) 一体的取組のための体制

経済産業省としての一体的な取組を確保するため、大臣官房秘書課、総務課、会計課及び業務改革課が、過去の政策の結果から得られる教訓や客観的事実、データに基づいた政策の企画立案が適切に行われるよう連携し、業務改革課が政策評価全般についての中心的役割を果たすこととする。

なお、EBPMの取組等については、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）EBPMセンター等と連携し、その知見を活用する。

(2) 政策評価推進のための措置

①業務改革課は、省内外の優良評価事例、諸外国における先進事例や知見などを収集するとともに、効果の高い評価手法の開発に努め、これらの成果を省内に普及させる。

②業務改革課は、政策の企画・立案や評価の基礎となる政策の記録の適切な蓄積に努め、その効果的な活用を推進する。

12. その他

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、業務改革課とする。寄せられた意見・要望は、関係する部局等において適切に活用する。

経済産業省の政策体系

政策（施策）
1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
2. 対外経済関係の円滑な発展
3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
5. 産業保安・安全の確保
6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
7. 中小企業の発展